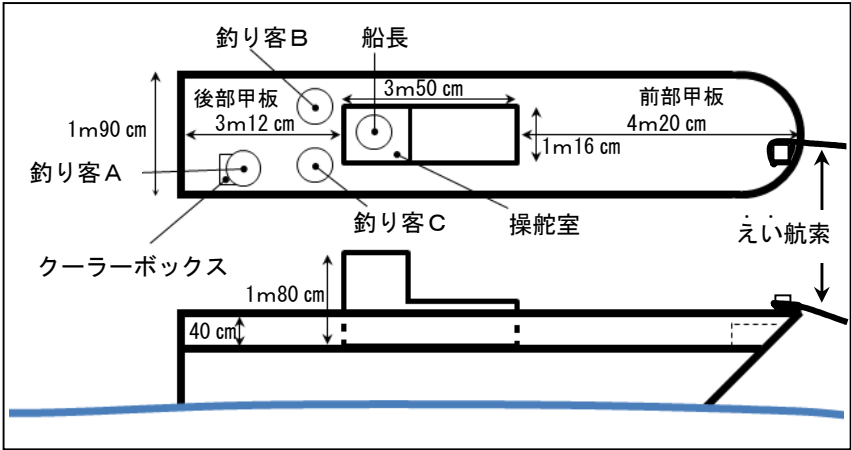


船舶事故調査報告書

平成27年2月5日
 運輸安全委員会（海事部会）議決
 委員長 後藤昇弘
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 石川敏行
 委員 根本美奈

事故種類	釣り客死亡
発生日時	平成26年4月11日（金） 12時40分ごろ
発生場所	島根県出雲市小伊津漁港北方沖 出雲長尾ヶ鼻灯台から真方位333° 1.6海里付近 （概位 北緯35° 31.7′ 東経132° 49.0′）
船舶事故の概要	遊漁船富士丸（総トン数2.88トン、以下「本船」という。）は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、島根県出雲市小伊津漁港沖を、僚船によりえい航されて帰港中、平成26年4月11日12時40分ごろ、左舷方からの波を受けて船体が右舷側に傾斜した際、釣り客1人が落水し、死亡した。
事故調査の経過	平成26年8月28日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか1人の船舶事故調査官を指名した。 平成26年9月2日～4日現場調査及び口述聴取、9月16日、11月17日回答書受領。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 船舶検査済票の番号	遊漁船 富士丸、2.88トン SN3-4992（漁船登録番号）、個人所有 9.50m×1.90m×0.73m、FRP ディーゼル機関、118kW、昭和53年9月18日 第272-23219号 （写真1参照） <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">写真1 本船の外観</p>
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳

	<p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月11日 免許証交付日 平成24年2月20日 (平成29年4月24日まで有効)</p> <p>釣り客A 男性 62歳 釣り客B 男性 75歳 釣り客C 男性 74歳</p>
死傷者等	死亡 1人(釣り客A)
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、平成26年4月11日07時30分ごろ、小伊津漁港を出発し、1か所で釣りをした後、09時00分ごろ、釣り場を小伊津漁港の北方沖へ移動し、投錨して釣りを開始した。</p> <p>船長は、11時50分ごろ、釣り場を移動しようとした際、錨が海底に引っ掛かったので、引き揚げることを諦め、後日回収しようと錨索に浮きを付けて投下し、帰港することとした。</p> <p>船長は、主機を始動できず、本船が風潮流に流され始めたことから、12時00分ごろ、僚船に無線で救助を要請した。</p> <p>12時15分ごろ来援した僚船は、長さ約40mのロープを本船の船首に繋ぎ、12時30分ごろ、針路を南南東とし、対地速力約7ノットで小伊津漁港へ向けえい航を開始した。</p> <p>船長は、操舵室で僚船の真後ろになるよう舵を操作し、釣り客Aは、操舵室後方の右舷ブルワーク付近にあったクーラーボックスに腰を掛け、釣り客B及び釣り客Cは、操舵室後部端につかまって立ち、えい航の様子を見ていた。(図1参照)</p>
	 <p>図1 えい航開始時の乗船位置図</p> <p>船長は、12時40分ごろ出雲長尾ヶ鼻灯台から真方位333°1.6海里付近において、本船が左舷正横方からの波を受け、右舷側に傾いた後、釣り客Cの「落ちた」という叫び声を聞き、船尾方を振り向いたところ、釣り客Aが本船の右舷後方へ離れていくのを見て、</p>

	<p>僚船の船長に無線で救助を要請した。</p> <p>僚船の船長は、えい航ロープを外して救助に向かい、釣り客Aの姿を確認しながら接近した。</p> <p>僚船の船長は、13時00分ごろ、海面に顔をつけた状態の釣り客Aをその場で船上に引き揚げようとしたが、1人では引き揚げることができず、釣り客Aを船側に引き寄せた状態で僚船を本船の方へ移動させた。</p> <p>船長及び僚船の船長は、釣り客Aを僚船に引き揚げ、人工呼吸を行ったが呼吸が回復しなかったため、13時10分ごろ、携帯電話で所属漁業協同組合へ連絡し、救急車の手配を要請した。</p> <p>釣り客Aは、13時58分ごろ小伊津漁港に到着し、直ちに病院へ搬送されたが、16時00分ごろ死亡が確認された。</p> <p>釣り客Aの死因は、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約5m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5～1.0m、潮流 西流、海面水温 約14℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 釣り客A</p> <p>釣り客Aの健康状態は良好であった。</p> <p>釣り客Aは、釣り用の防寒衣の上下、長靴を着用していた。</p> <p>(2) 船長</p> <p>船長は、ふだん、本船で一本釣り漁を行っており、平成7年ごろから遊漁船業も行っていた。</p> <p>船長は、釣り客3人が乗船する際、救命胴衣を持参した釣り客Cを除き、釣り客A及び釣り客Bへ救命胴衣を貸与し、着用を確認していた。</p> <p>船長は、えい航開始時、釣り客に対し、周囲の構造物につかまるよう指示したが、釣り客Bには聞こえておらず、釣り客Cは聞こえていた。</p> <p>船長は、本船にベルト式の救命胴衣を6個搭載していたが、本事故後、船上に5個残っていることを確認した。(図2参照)</p> <div data-bbox="571 1601 1444 1877" data-label="Image"> </div> <p>(平常時) (膨張時) (浮遊状態)</p> <p>図2 本船に搭載していた救命胴衣イメージ</p> <p>(3) 本船</p> <p>本船のブルワークは、高さが甲板から約40cmであり、その上に手すりはなかった。</p>

船長は波が高いときは船体を波に立て、横波を受けないよう操船しており、事故発生時は、船長、釣り客B及び釣り客Cは、えい航中、波やえい航による、ふだんと異なる動揺等を感じていなかった。

釣り客Aが腰を掛けていたクーラーボックスは、高さが43cmあり、本事故後、転倒せずにその場に残っていた。

船長は、本事故後、クラッチが中立となっていなかったため主機を始動できなかったことを確認した。

(4) 安全管理の状況

遊漁船業の適正化に関する法律に基づく業務規程には次の記載があった。

① 救命胴衣について

- ・利用者には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣等を着用させるよう努める

② 出航中止等基準

	出航中止基準 (出航地)	帰航基準 (漁場)
警報等	海上警報・波浪警報発令中	
波高	1.5m	2m
風速	10m/s	
視程	200m	
その他	事業者が危険と判断したとき	利用者に急病人やけが人が出たとき

③ 安全確保のため利用者が遵守する事項の掲示

- ・出航から帰航までの間、船長及び遊漁船事業主任者の指示に従うこと
 - ・船内での移動は危険なため船長の指示に従うこと
 - ・乗船中の救命胴衣着用への協力
- 等

(5) 類似事故

総トン数20トン未満でブルワークが68cm以下の遊漁船において釣り客が落水し死亡した事故は、当委員会設置後（平成20年10月1日）5件発生している。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

あり

あり

あり

(1) 釣り客Aの死因は、溺死であった。

(2) 落水の状況に関する解析

① 本船は、えい航中、波やえい航によるふだんと異なる動揺等

	<p>は生じていなかったものと考えられる。</p> <p>② 船長は、業務規程に定められた基準を遵守し、出港したの と考えられる。</p> <p>③ 船長は、出港前に釣り客Aに救命胴衣を貸与し、着用してい たが、本事故発生時の着用状況については明らかにすることが できなかった。</p> <p>④ 釣り客Aは、事故時、右舷船尾ブルワーク付近で、ブルワー クより約3cm高いクーラーボックスに腰を掛けていたことか ら、船体傾斜によって落水しやすい体勢であったものと考えら れる。</p> <p>⑤ 本船には、釣り客Aがクーラーボックスに腰を掛けていた右 舷船尾のブルワーク付近に体を支える手すり等がなかった。</p> <p>⑥ 釣り客Aは、えい航中、左舷方からの波による船体動揺で本 船が右舷側に傾斜したとき、体を支えるものがなかったことか ら落水したのと考えられるが、船体傾斜時の体勢については 明らかにすることができなかった。</p> <p>⑦ 船長は、えい航開始時、釣り客に対し、周囲の構造物につか まるよう指示したが、徹底されていなかったものと考えられ る。</p> <p>(3) 釣り客Aは、落水して溺死したのと考えられるが、溺死に至 った状況については明らかにすることができなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が僚船によりえい航されて帰港中、左舷方からの波 を受け右舷側に傾斜したとき、釣り客Aが、右舷船尾のブルワーク付 近のクーラーボックスに腰を掛け、また、体を支えるものがなかった ため、落水したことにより発生したのと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えら れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船の船長は、釣り客に対し、航行時の船体の動揺に備え、船 内に座る、固定されているものにつかまる等、安全な姿勢の確保 を徹底すること。 ・遊漁船の船長は、航行時の船体の動揺による落水に備え、釣り客 が、救命胴衣を適切に着用していることを適宜確認すること。 ・船舶所有者は、ブルワークの低い小型遊漁船には、航行時の船体 動揺による釣り客の落水防止のため、着脱可能な柵等を設置する ことが望ましい。(図3参照)



図3 落水防止柵の設置イメージ

付図1 事故発生経過概略図

